

# 第866回 教育委員会会議録

**日時** 令和5年5月22日（月）  
午後1時30分から午後3時まで

**場所** 御殿場市役所5階大会議室

## 出席者

1番 教育長	勝亦 重夫	2番 委員	渡邊 直子
3番 委員	勝又 英和	4番 委員	長田 光男
5番 委員	大西 孝明		

## 陪席者

教育部長	
教育総務課長	教育施設課長
学校教育課長	社会教育課長
学校給食課長	社会教育課図書館調整監
スポーツ交流課長	学校教育課課長補佐
社会教育課課長補佐	社会教育課副参事
教育総務課副参事	学校給食課副参事
西学校給食センター所長兼高根学校給食センター所長	

## 事務局

教育総務課副参事	教育総務課副主幹
	教育総務課主事

## 議事

御教議第19号	御殿場市立学校設置審議会委員の委嘱について
御教議第20号	御殿場市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について
御教議第21号	御殿場市就学支援委員会専門調査員の委嘱又は任命について
御教議第22号	御殿場市就園支援委員会委員の委嘱又は任命について
御教議第23号	御殿場市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について
御教議第24号	御殿場市立学校結核対策委員会委員の任命について
御教議第25号	富士岡中学校区学校運営協議会委員の委嘱又は任命について
御教議第26号	高根小・中学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について
御教議第27号	社会教育委員の委嘱について
御教議第28号	御殿場市青少年問題協議会委員の委嘱について

御教議第29号	御殿場市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命について
御教議第30号	御殿場市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について
御教議第31号	令和5年度就学援助について

## 開会

---

---

教育長

本日は杉山委員が欠席しておりますが、委員の過半数の出席をいただいておりますので、委員会は成立いたします。ただ今から御殿場市教育委員会5月定例会を開会いたします。本日の委員会は、お手元に配布の日程により進行いたしますので、ご了承願います。

それでは会議録署名人の指名を行います。教育長の指名により決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がないようですので、こちらから指名いたします。

2 番 渡邊 直子 委員 と、

3 番 勝又 英和 委員 をお願いいたします。

次に会期であります。本日1日間といたします。

なお定例会終了後、委員会協議会を開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

## 教育長報告

---

---

教育長

5月8日から、新型コロナウイルス感染症は季節性インフルエンザと同等の5類に引き下げられ、ウィズコロナへと舵が切られました。GW明けで感染拡大が心配され、子ども・教職員ともに新規の感染者の報告はありますが、急激に増加しているわけではなく、落ち着いた状況になっています。この土日で、高根小学校と西中学校で運動会が開催されたり、修学旅行も既に2つの中学校で終了したりと、予定されていた行事が順調に行われています。子どもたちの笑顔があふれ、うれしい限りです。

また、気温が上がってきていますので、運動会の練習などで、マスクを外してもいいですよという話はしておりますけども、周りの人がマスクをしていると外しにくいという状況がございます。学校現場の話を聞きますと、登下校時や暑い時はマスクを外すなど、熱中症対策と絡めながら、先生方にご指導していただいているようですが、マスクを外していこうという呼びかけを、子どもたちに対して、どのように行っていくかが今後の課題となっております。

特に、マスクで表情が見えないということが、コミュニケーションをとる際の障害となっておりますので、大人の方から積極的に働きかけ、子どもたちが安心してマスクを外していけるようにしたいと考えております。

4月22日 御殿場市国際交流協会総会 御殿場市文化協会総会

教育長

国際交流協会の総会が、対面では4年ぶりに行われました。会長職が任期満了となっていましたが、勝又孝文会長が再任されました。

4月23日 五十雀山歩会総会

教育長

五十雀山歩会は、御殿場市・小山町で6支部を構成されています。各所旧跡を巡ったり、1泊2日で登山を行ったり、活発に活動されています。現在会員は210名ですが、ピーク時の半分以下ということで、どの団体も会員不足で、大変であると感じました。

4月24日 部長連絡会 定例記者会見 庁議

4月25日 家庭教育学級運営委員研修会 園長会

4月26日 北駿地区公立高等学校長来庁 北駿地区保護司会総会

教育長

会長を長年務められた内海隆治様が退任され、新会長に勝又その様が選任されました。

4月27日 静岡県都市教育長協議会

教育長

県の全市(政令市を含む)の教育長からなる協議会が、沼津市で開催されました。部活動の地域移行と、GIGAスクールの今後について話題になりました。

部活動の地域移行は進めていますが、受け皿がないといった問題で、進展が遅い状況にあります。島田市で、土日だけではなく、平日の部活動も地域移行されるそうですけども、やはり、生徒数や指導者の問題があり、難しい問題であると考えております。

また、GIGAスクールの今後についてということで、タブレットが導入されてもう3年経ちますけども、今後、新しいタブレットを購入する予算の確保という課題を抱えております。財産区のお力添えをいただいて、現在タブレットを全員に配布していますが、買い替える際に、誰が購入するのかといった、予算立ての部分を早急に考えていかなければならないと感じております。

4月29日 静岡県華道連盟東部会いけばな展

5月1日 固定資産評価審査委員会委員辞令交付式  
御殿場市校長会三役訪問

5月2日 学校医委嘱状交付式

5月8日 部長連絡会 試験委員会

5月9日 関東地区都市教育長協議会総会

教育長

関東甲信越静岡の地域から教育長が集まり、4年ぶりの参集型の総会となりました。会場は、東京の立川でございましたけども、非常におしゃれで、驚きました。情報交換会も行われ、様々な教育課題について意見交換ができました。

5月10日 関東地区都市教育長協議会分科会  
青少年補導委員委嘱状交付式

5月11日 春の交通安全運動街頭啓発  
幼・保・こ・小中職員合同研修

5月12日 御殿場市教育研究会代議員会

教育長

---

長田委員には、講師を務めていただき、充実した講演をしていただきまして、誠にありがとうございました。

5月13日 北駿中学校野球大会 御殿場市スポーツ協会総会  
ボーイスカウト地区協議会年次総会

教育長

---

御殿場・小山には中学校が9校ありますが、出場したのは、3チームのみでした。御殿場中学校と富士岡中学校だけが単独チームで、もう1チームは南中学校と西中学校の合同チームでした。南中学校は、この中体連が終わると、部員が数人しかおらず、活動停止という状況だそうです。このような状況を考えると、部活動の地域移行といったものの必要性を実感してきております。

5月15日 部長連絡会 小山高校定時制教育振興協議会理事会・総会  
校長人事評価面談

教育長

---

御殿場市と小山町が協力して、小山高定時制の教育振興を支援しています。今年度の新入生は8人でした。欠席もほとんどなく真面目に勉学に励んでいます。

5月16日 校長人事評価面談

教育長

---

年度始めの校長との面談を行い、今年度の学校経営の重点等や現在の学校の状況について意見交換をしました。

5月18日 駿東地区教育協会講演会・総会

教育長

---

今年度は御殿場市が担当のため、市民会館にて開催されました。

5月19日 文化財審議会

5月22日 部長連絡会 定例教育委員会

## 議事

---

---

教育長

それでは、はじめに事務局から一言お願いします。

教育部長

本日ですけれども、議事録作成のために、A I を用いた音声認識ツールで使用するマイクをセッティングさせていただきました。現在、各市町村では、自治体デジタルトランスフォーメーションに取り組むことが求められています。その中でも業務効率化を図るためのA I の利用促進は、自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画の重点取り組み事項として掲げられています。そして、既に文字を読み取ってテキスト化するA I O C Rを導入して活用していますけれども、今年度新たに音声テキスト化するA I 議事録というツールを導入いたしました。

実を言いますとA I 議事録については、昨年一昨年と実証実験を行い、定例教育委員会の録音データも使用して実験いたしましたけれども、音声がいまいち録音されていないと、A I の認識力が著しく低下してしまうことから、今回同時にマイクも導入し、5月の定例教育委員会から実際に活用することとなりました。

そこで、マイクについては全指向性のため、いつもよりもはっきりと明瞭に、他の人とかぶらないようにご発言いただきますようお願いいたします。大変お手数ですけれども、職員の業務の効率化を図るため、ご協力をお願いいたします。

さて、今月4日の新型コロナウイルスの5類よる移行に伴い、社会経済活動の正常化の動きがますます進んでいくことが予想されます。本市においても感染に十分注意しながら、各種行事やイベントを実施していくことを方針としており、学校行事についても同様に行っていく予定であります。行事出席のお願いが増えると思いますけれども、ご理解のほどよろしく申し上げます。

本日は13件の議案がございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

教育長

それでは、議事に入ります。

## 御教議第19号 御殿場市立学校設置審議会委員の委嘱について

---

教育長

御教議第19号「御殿場市立学校設置審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

教育総務課長

ただいま議題となりました、御教議第19号「御殿場市立学校設置審議会委員の委嘱について」につきまして、内容を説明いたします。

お手元の議案書の2ページと御教議第19号資料をご用意願います。御殿場市立学校設置審議会は、御殿場市立学校設置審議会条例に基づきまして、新設校の設置場所及び規模に関する事項や通学区域に関する事項について調査する審議会でございます。

それでは御教議第19号資料をご覧ください。委員の任期は2年間、人数は15人以内で組織することとなっています。新年度を迎えまして、委員の一部に変更が生じたことから新たな委員に対する委嘱に関しまして、教育委員会の承認を求めるものでございます。

現在の委員は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの任期でございますが、第19号資料の名簿中、区分欄におきまして新任と記載しております、2番、4番、5番、6番の委員が変更となりました。なお、任期につきましては前任者の在任期間となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

教育長

ただいま御教議第19号についての内容説明がなされました。本案について質疑を求めます。

教育長

質疑がありませんので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第19号「御殿場市立学校設置審議会委員の委嘱について」を原案どおり承認することに決しました。



## 御教議第20号 御殿場市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について

---

教育長

御教議第20号「御殿場市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

学校教育課長

ただいま議題となりました、御教議第20号「御殿場市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について」につきまして、内容の説明をいたします。議案書の3ページ及び御教議第20号資料をお開きください。

就学支援委員会は特別な教育的支援を必要とする児童生徒の特別支援学校及び特別支援学級への就学支援の適正をきすため地方自治法の規定に基づき設置するものです。今回、全員の任期が令和5年3月31日をもって満了となりましたことから、新たな委員の委嘱又は任命について、教育委員会の承認を求めるものであります。

委員は御殿場市就学支援委員会設置条例の規定により15人以内とし、御殿場市医師会の代表、知識と経験を有する者、学校関係者、幼稚園及び保育所関係者、家庭相談員、市職員のうちから委嘱又は任命をします。任期は令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間となります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

教育長

ただいま、御教議第20号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育長

質疑もありませんでしたので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第20号「御殿場市就学支援委員会委員の委嘱又は任命について」を原案どおり承認することに決しました。

## 御教議第21号

### 御殿場市就学支援委員会専門調査員の委嘱又は任命について

---

教育長

御教議第21号「御殿場市就学支援委員会専門調査員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

学校教育課長

ただいま議題となりました、御教議第21号「御殿場市就学支援委員会専門調査員の委嘱又は任命について」につきまして、内容を説明いたします。議案書の4ページ及び御教議第21号資料をお開きください。

専門調査員は就学支援委員会において特別な教育的支援を必要とする児童生徒の就学に関し、専門的に調査をするため、御殿場市就学支援委員会設置条例の規定に基づき設置するものです。今回、全調査員の任期が令和5年3月31日をもって満了となりましたことから、新たな調査員の委嘱又は任命について、教育委員会の承認を求めるものであります。

専門調査委員は条例の規定により、市内の学校に勤める教員で、特別支援の経験を有する者、特別支援に関する専門的知識を有する者から委嘱又は任命をします。任期は令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間となります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

教育長

ただいま、御教議第21号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育長

質疑もありませんでしたので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第21号「御殿場市就学支援委員会専門調査員の委嘱又は任命について」を原案どおり承認することに決しました。

## 御教議第22号

### 御殿場市就園支援委員会委員の委嘱又は任命について

---

教育長

御教議第22号「御殿場市就園支援委員会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

学校教育課長

ただいま議題となりました、御教議第22号「御殿場市就園支援委員会委員の委嘱又は任命について」につきまして、内容を説明いたします。議案書の5ページ及び御教議第22号資料をお開きください。

就園支援委員会は特別な支援を必要とする幼児が入園又は在園する御殿場市立幼稚園の円滑な集団保育を推進するため地方自治法の規定に基づき設置するものです。今回、全委員の任期が令和5年3月31日をもって満了となりましたことから、新たな委員の委嘱又は任命について教育委員会の承認を求めるのであります。

委員は御殿場市就園支援委員設置条例の規定により10人以内とし、御殿場市医師会の代表、知識と経験を有する者、幼稚園及び保育所関係者、学校関係者、家庭相談員、市職員のうちから委嘱又は任命をします。任期は令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間となります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

教育長

ただいま、御教議第22号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育長

質疑もありませんでしたので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第22号「御殿場市就園支援委員会委員の委嘱又は任命について」を原案どおり承認することに決しました。

## 御教議第23号

### 御殿場市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について

---

教育長

御教議第23号「御殿場市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

学校教育課長

ただいま議題となりました、御教議第23号「御殿場市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」につきまして、内容を説明いたします。議案書の6ページ及び御教議第23号資料をお開きください。

いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止対策推進法及び御殿場市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等に関し、関係機関や諸団体との連携を諮るために設置するものです。今回、全員の任期が令和5年3月31日をもって満了となりましたことから、新たな委員の委嘱又は任命について教育委員会の承認を求めるものであります。

御殿場市いじめ問題対策連絡協議会設置条例の規定により30人以内とし、知識と経験を有する者、学校関係者、関係行政機関の職員のうちから委嘱又は任命をします。任期は令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間となります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

教育長

ただいま、御教議第23号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育長

質疑もありませんでしたので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第23号「御殿場市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱又は任命について」を原案どおり承認することに決しました。

## 御教議第24号 御殿場市立学校結核対策委員会委員の任命について

---

教育長

御教議第24号「御殿場市立学校結核対策委員会委員の任命について」を議題といたします。

学校教育課長

ただいま議題となりました、御教議第24号「御殿場市立学校結核対策委員会委員の任命について」につきまして、説明いたします。議案書の7ページ及び御教議第24号資料をお開きください。

学校結核対策委員会は、学校における結核対策の推進を図るため地方自治法の規定に基づき設置するものです。学校における結核健康診断の実施状況及び結果の把握に関する事、精密検査対象児童生徒の管理に関する事等についての調査や審議をおこないます。

委員会は、御殿場市立学校結核対策委員会設置条例の規定により、現在8人で組織しています。現在の委員の任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間となっていますが、人事異動等により、一部委員の退任が生じたので、後任者について、前任の残任期間を任期として承認をお願いするものです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

教育長

ただいま、御教議第24号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育長

質疑もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第24号「御殿場市立学校結核対策委員会委員の任命について」を原案どおり承認することに決しました。

## 御教議第25号

### 富士岡中学校区学校運営協議会委員の委嘱又は任命について

---

教育長

御教議第25号「富士岡中学校区学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

学校教育課長

ただいま議題となりました、御教議第25号「富士岡中学校区学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」につきまして、説明いたします。議案書の8ページ及び御教議第25号資料をお開きください。

学校運営協議会は、保護者及び地域住人の学校運営への参画の促進及び連携強化を進めることにより、学校、保護者、地域住人等が一体となって、学校運営の改善並びに児童及び生徒の健全育成に取り組むため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき設置するものです。今回、全委員の任期が令和5年3月31日をもって満了となりましたことから、新たな委員の委嘱又は任命について、教育委員会の承認を求めるものであります。

委員は、御殿場市学校運営協議会設置規則の規定により、15人以内とし、児童又は生徒の保護者、地域住民、校長、教職員、学識経験者、関係行政機関の職員のうちから委嘱又は任命します。任期は令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間となります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

教育長

ただいま、御教議第25号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育長

質疑もありませんでしたので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第25号「富士岡中学校区学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」を原案どおり承認することに決しました。

## 御教議第26号

### 高根小・中学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について

---

教育長

御教議第26号「高根小・中学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

学校教育課長

ただいま議題となりました、御教議第26号「高根小・中学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」につきまして、説明いたします。議案書の9ページ及び御教議第26号資料をお開きください。

学校運営協議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき設置するもので、委員は御殿場市学校運営協議会設置規則の規定により、15人以内とし、児童又は生徒の保護者、地域住民、校長、教職員、学識経験者、関係行政機関の職員のうちから委嘱又は任命します。任期は令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間となります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

教育長

ただいま、御教議第26号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育長

質疑もありませんでしたので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第26号「高根小・中学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について」を原案どおり承認することに決しました。

## 御教議第27号 社会教育委員の委嘱について

---

教育長

御教議第27号「社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

社会教育課長

御教議第27号「社会教育委員の委嘱について」につきまして、説明いたします。議案書10ページ及び御教議第27号資料をお願いいたします。

社会教育委員は社会教育法に基づき、社会教育に関して教育委員会に助言するため設置するもので、当市では規則に基づき、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱しているもので、委員の人数は15名以内、任期は2年となっております。

このたび、令和5年3月31日で任期が満了となったため、新たに委員を委嘱するものです。委員は新任委員が9人、再任委員が5人の14人となります。なお、任期は令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

教育長

ただいま、御教議第27号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育長

質疑もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第27号「社会教育委員の委嘱について」を原案どおり承認することに決しました。



## 御教議第28号 御殿場市青少年問題協議会委員の委嘱について

---

教育長

御教議第28号「御殿場市青少年問題協議会委員の委嘱について」を議題といたします。

社会教育課長

御教議第28号「御殿場市青少年問題協議会委員の委嘱について」につきまして、説明いたします。議案書11ページ及び御教議第28号資料をお願いいたします。

青少年問題協議会委員は、地方青少年問題協議会法及び御殿場市青少年問題協議会条例に基づき、青少年の指導・育成・保護・矯正に関する総合的施策の樹立につき、必要な重要事項を、調査審議することを目的に設置しているもので、委員の人数は30人以内、任期は2年となっております。

このたび、年度が変わり、10人の委員が変更になったため、新たに委嘱するものです。新任委員は4番、5番、7番、9番、10番、12番、14番から17番の10人になります。なお、任期は、前任者の残任期間の令和6年3月31日までの1年間となります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

教育長

ただいま、御教議第28号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育長

質疑もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第28号「御殿場市青少年問題協議会委員の委嘱について」を原案どおり承認することに決しました。

## 御教議第29号

### 御殿場市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命について

---

教育長

御教議第29号「御殿場市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

学校給食課長

ただいま議題となりました、御教議第29号「御殿場市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命について」につきまして、説明いたします。議案書の12ページ及び御教議第29号資料をご覧ください。

本件につきましては、御殿場市立学校給食センター条例及び条例施行規則に基づき、給食センターの運営に関する必要な事項を審議するため運営委員会を設置するものです。委員は20人以内で組織することとなっております。

今回、委嘱又は任命する委員は、小中学校長が4名、学校校医2名、学校薬剤師1名、学校PTA代表者が8名、その他教育委員会が必要と認める者が2名の合計17名となっております。委員の任期は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間となります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

教育長

ただいま、御教議第29号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

教育長

質疑もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第29号「御殿場市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱又は任命について」を原案どおり承認することに決しました。

## 御教議第30号

### 御殿場市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について

---

教育長

御教議第30号「御殿場市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

スポーツ交流課長

ただいま議題となりました、御教議第30号「御殿場市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について」につきまして説明いたします。議案書の13ページ及び御教議第30号資料を1枚めくっていただき、委員名簿をご覧ください。

当市では、スポーツ基本法第31条の規定に基づき、御殿場市スポーツ推進審議会条例を規定しています。当審議会の主な内容として、年2回程度、審議会を開催し、審議会条例第2条の職務にある、スポーツ施設等の整備に関することや、当市のスポーツの推進に関すること等をご審議いただきます。審議会条例第5条の規定により、委員の任期は2年となっており、今年度は委員の切り替えの年度となります。審議会は20人以内で組織されます。

本日、審議会条例第4条に基づき、御殿場市教育委員会のご意見を聴取させていただいた後、6月下旬に予定をしております、第1回御殿場市スポーツ推進審議会において委員を委嘱したいと考えております。お手元の議案資料に令和5年4月1日から令和7年3月31日までの審議会委員名簿がございますのでご覧ください。委員の選出につきましては、区分の欄にある各種団体等に依頼をし、推薦をいただいております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

教育長

御教議第30号についての内容説明がなされました。本案について質疑を求めます。

教育長

質疑がございませんでしたので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第30号「御殿場市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について」を原案どおり承認することに決しました。

## 御教議第31号 令和5年度就学援助について

---

教育長

それでは、御教議第31号「令和5年度就学援助について」を議題といたします。本案については非公開といたしますので、関係者以外はご退席の方をお願いします。

(非公開)

教育長

それでは内容説明をお願いします。

教育総務課長

ただいま議題となりました、御教議第31号につきまして、内容説明をいたします。

(内容説明)

教育長

御教議第31号についての内容説明がなされました。本案について質疑を求めます。

教育委員

(質疑)

教育総務課長

(回答)

教育長

ご異議がありませんでしたので、御教議第31号「令和5年度就学援助について」を審議のとおり承認することに決しました。

## その他・閉会

---

---

教育長

他に皆さまから協議、確認事項等ございますでしょうか。

教育長

それでは他に無いようですので、以上で御殿場市教育委員会 5 月定例会を閉会といたします。

午後 3 時 閉会

---

## 会議録署名人

---

---

上記のとおり相違ないことを証明するため署名する。

2 番委員

---

3 番委員

---